

外国人労働者受け入れ構想づくりに向けて

(四)

村下

博

外国人労働者受け入れ構想づくりに向けて (四)

はじめに

1 執筆目的と解明点

2 今後の課題と本稿の目的（以上四七号）

一 外国人労働者問題の動向

1 外国人労働者問題の実態的動向

2 外国人労働者問題の動態的特徴

3 外国人労働者問題の諸相と展望（以上四八号）

二 外国人労働者受け入れ論議の動向

1 外国人労働者受け入れ論議の経緯

2 外国人労働者受け入れ論議の現段階

三 第二次出入国管理基本計画の批判的検討

1 日本国政府の政策上の到達点

2 第二次出入国管理基本計画の概要

- 論 説
- 3 第二次出入国管理基本計画の評価と問題点（以上四九号）
- 4 移住労働者受け入れ国の責務
- 1 問題設定
- 2 受け入れ国としての当面の責務（以上本号）
- 五 外国人労働者受け入れ構想づくりのために

四 移住労働者受け入れ国の責務

1 問題設定

本稿一・二・三における分析対象は専ら日本国内の外国人労働者問題にかかる動向についてである。これらの作業は日本が外国人労働者受け入れ構想をつくっていくうえで不可欠のものであるが、日本側の事情あるいは動向の分析だけでは外国人労働者のための受け入れ構想をねりあげるためには不十分であろう。なによりも日本が今後受け入れ国として国際社会において名譽ある地位を占めていこうとすれば、自國のことのみを考えた外国人労働者の受け入れの現状を継続することは許されないであろう。そうだとすれば、日本が外国人労働者を受け入れるにあたって最低限やるべきことを現段階において明らかにしておくことが求められているといえよう。換言すれば、筆者がつねに主

外国人労働者受け入れ構想づくりに向けて（四）

張しているように、現在の日本には、外国人労働者政策が不在であると考えるからである。外国人労働者政策が不在であるからこそ、日本が受け入れ国として有すべき責務を明らかにすることは、外国人労働者受け入れ構想をねりあげるうえで不可欠の作業であると考える。

そこで問題としなければならないことは、受け入れ国として当然に有すべき責務とは何か、という点である。受け入れ国が有すべき責務については、これから日本が独自に試行錯誤してつくりあげていかなければならぬという困難な課題ではなく、すでに他の受け入れ国が試行錯誤をくり返し、そのことが国際的に認知されたルールとして確立してきているといえよう。そのような確立されたルールを日本が受け入れるか否かが最大の焦点としてうかびあがつてきていると考へるが、現段階においては日本政府の政策姿勢は、それらのルールを無視しつづけ、あいかわらず矛盾にみちた従来の自国のことのみを優先させた受け入れ政策の不在状況を臆面もなく継続していると考へる。

このような日本政府の政策姿勢あるいは現状認識をふまえて、ここでは次の二点について検討しておきたいと考える。ひとつは、現在日本の外国人労働者問題をめぐる特徴的な動きをふまえて、当面日本が受け入れ国として有している責務なるものは何かについて明らかにしてみたい。もうひとつは、受け入れ国として当然に有すべき責務については共通するものが存在するはずであり、そのあるべき責務あるいは受け入れ国に共通して要請されている基本的責務とは何かについて検討しておきたいと考える。この二つの作業は、外国人労働者受け入れ構想の前提となるものであるが、受け入れ構想の具体的な内容を提示するものではないことを断つておく。要するに、日本が受け入れ国として国際的に認知されるために、日本が考えなければならないあるいは自覚しなければならない責務とは何かについて課題を提示することにある。

2 受け入れ国としての当面の責務

論

ここでは日本が受け入れ国として当面果たすべき責務を明らかにするために、必要不可欠と考えるいくつかの問題について検討しておきたい。

(1) 最近の特徴的動向

現在日本に生じている外国人労働者問題をめぐる特徴的な動向として次の二つをあげておきたい。

ひとつは、いわゆる「IT移民」あるいは「ハイテク移民」と呼ばれる外国人労働者の動向である。日本は、米欧だけではなくアジア諸国に比べても、IT関連産業のたちおくれが指摘されている。このことと関連して、IT産業の国際競争力強化のために、IT分野にIT技術者を導入しようとする動きがみられる。すなわち日本は、IT分野での労働力不足に直面していることになる。このIT技術者不足に直面して、経済産業省・法務省という政府レベルと与党レベルで、IT技術者の入国を規制緩和しようという従来型の導入形態が進行中である。報道によれば、政府・自民党において、IT技術者受け入れを促進するために現行上陸許可基準所定の技術者認定基準「一〇年以上の実務経験」の要件を緩和し「二、三年程度」にしようと調整しているとのことである。⁽⁸²⁾さらに次のように報道する。すなわち現行在留資格「技術」の上陸許可基準の要件はきびしく事実上IT技術者を受け入れることができないので、「急激に進歩するIT分野なら二、三年の実務経験があれば十分熟達できる」IT技術者を導入できるようにガードのない法務省と調整を進めるとしている。さらに具体化が進み、経済産業省と法務省は、情報処理技術者の不足を補うた

めに、インドの国家試験（D O E A C C）合格者について入国を規制緩和する動きにまで事態は進行している。⁽⁸³⁾

このような動きをどう評価するかが問題であるが、いずれにしろ筆者が従来型の導入形態と指摘したように、御都合主義的チープレイバーの導入であり、その場しのぎの政策的対応が継続されている。同時に、I T 関連外国人労働者の獲得をめぐっては、日本はハイテク先進国のなかすでに立ち遅れないと指摘されている。⁽⁸⁴⁾ これは、現在の日本政府の無秩序な受け入れ対応のみじめな結果でもあろう。

もうひとつは、研修生受け入れ事業をめぐるいわゆる「K S D 事件」である。まず指摘しなければならないのは、マスコミ報道はおしなべて「研修生」を外国人労働者と呼称していることである。実態的には適切な呼称かもしれないが、法形式的には「研修生」には労働者性が認められておらずそのこと故にチープレイバーとして酷使される所以であることがみすごされている点は残念である。このことはさておき、K S D 事件の問題では次のことを問題点として指摘しなければならない。

すなわち「研修生」の在留期間の延長を求める陳情・国会質問が行われ、その結果実際に在留期間が延長されたことである。その在留期間延長実現の成功報酬として多額の金銭が「口利き」議員に渡つたことである。⁽⁸⁵⁾ この政界汚職事件に朝日新聞は次のように論評している。すなわち「アイム・ジャパンは一九九一年に外国人研修生の受け入れ機関として設立を申請し、盛んな政官工作のかいがあつてか、短期間で認可された。人手不足の深刻化に苦しむ中小企業の強い要望によつて実現したことは、その間の経過からも明らかだ。

研修に続く九三年の技能実習制度の創設、九七年の研修・実習期間の最長三年への延長も、同様の経過をたどつて実現した。

『開発途上国の経済発展を担う人づくりへの協力』が名分ではあっても、実際には低賃金の若年労働者の確保策に流用してきた面が小さくない。

この制度により、いま日本各地で六千人余のインドネシアの若者が、月十万円前後の手当や賃金^(ママ)で働いている。職種の大半は建設現場や製造工場などの単純労働だ。『技術・技能移転』とはかけ離れた実態である。彼らの声を聞けば、技能実習の期待が外れたことへの失望を隠さない。

自分たちは単純労働をいといながら、外国人の単純労働者を合法的には受け入れない日本社会の矛盾が、背景にある。それも視野に含め、制度のあり方を考え直す必要がある⁽⁸⁶⁾』と論評する。

この朝日の論評は、細部についてはともかく、筆者がこれまでに実証的に主張してきたことと軌を一にしており、KSD事件とのからみにおいても妥当であると考える。

IT技術者の導入の動きといい研修生を餌食にする動きといい、これらの外国人労働者をめぐる動きは、日本政府の政策的対応の矛盾のあらわれといつても過言ではない。受け入れ国として、自國のことのみしか考えない御都合主義的・便宜的受け入れを行わないことは、当面する最低限の責務であろう。

(2) 日本の移民過程はどの段階か

外国人労働者を受け入れる場合に厳格かつ完全な出稼ぎローテーション型受け入れ政策が成功しないかぎり、ほとんどの場合外国人労働者は受け入れ国において永住化を進めかつエスニック集団を形成していくといわれている。外国人労働者が移民として最終的に永住しかつエスニック集団を形成するに至る段階には、次の四つの段階があるとされる。⁽⁸⁷⁾すなわち、(イ) 段階——若い労働者による一時的な労働移民が主要なもので、海外送金目的と母国への帰国

外国人労働者受け入れ構想づくりに向けて（四）

志向が強い段階、（ロ） 段階二——滞在の延長が進み、血縁や出自地域の共通性と新しい環境における互助の必要性から社会的ネットワークに発展していく段階、（ハ） 段階三——家族呼び寄せが始まり、受け入れ国に対する経済的・社会的関与の増大にともない長期定住の意識が強くなり、独自の機関（協会・衣食等の販売店）をもつエスニック・コミュニティの出現する段階、（ニ） 段階四——永住の段階となり、この段階では、受け入れ国政府の政策や国民の態度いかんでは、永住権が安定的な法的権利として与えられ安定的地位や市民権獲得ができるか、あるいは政治的排除や社会的経済的に疎外された永久にエスニック・マイノリティに閉じこめられるのかの段階、の四つの段階に分類される。この段階分類が妥当性を有するか否かは、受け入れ国の外国人・外国人労働者政策の内容いかんにもよるが、いずれにしろ一定の法則性をもつた分類であるといえよう。

このような移民過程の段階分類に従って、日本の問題状況をみてみよう。

日本には、いわゆるオールドカマーとニューカマーという外国人・外国人労働者の二つの異なる集団が存在することはいうまでもない。私見にしたがってこの二つの集団の移民過程の段階がいずれにあるかをみておきたい。
まずオールドカマーとされる集団は、いうまでもなく段階四（ニ）の段階に至っていることは疑いなかろう。ところが、段階四としては、上述の内容分類からすると政治的・経済的・社会的関係において排除なし・排除に近い状況におかれおりかつ改善されつつあるものの永住権に関する安定的な法的権利が付与されているとはいがたい状況におかれているといえる。この外国人・外国人労働者に対する日本政府の待遇内容が次に述べる集団への待遇をも規定するのであるが。

つぎにニューカマーとされる集団については、その移民過程段階について一概に論ずることはできない。それは日

本には法的地位の異なる外国人・外国人労働者が政策的につくり出されていると考えるからである。そこで外国人労働者と筆者が考えるそれぞれの集団の移民過程段階を簡単にみておきたい。

(a) 合法就労外国人

一口に合法就労外国人といつても在留資格によって様相は異なるが、極めて大まかにみると、段階一（イ）で終結するものもあるが、近年再入国者が増加しており、段階二（ロ）あるいは三（ハ）に至るものも相当数に上ると考えてよい。合法就労外国人のなかでも欧米地域出身者に比べアジア地域出身者はこの一〇年ほどをみると増加しており、そのことから段階一（ロ）あるいは三（ハ）に至るもののが増加していると考へる。

(b) エンターテイナー

合法就労外国人のなかでも特殊な事情をかかえており、「興行」という在留資格の上陸許可基準に適合する証明書類が送り出し国において乱造されている節があり、合法就労外国人のなかでも再入国者の割合が高く、また日本人の配偶者となる事例も多数みられ、段階としては、段階二（ロ）あるいは三（ハ）に至るものが多数に上っていると推測される。出身国の衣食等を扱う店は全国各地にみられ、エスニック・コミュニティに近い集団を形成しつつあるものとみられる。

(c) 南米日系人労働者

この集団が日本に導入されたのは一九八九年の入管法改正時期以降であることは周知の事実である。導入以来約一〇年を経過したことになる。日本の就労地域としては北関東あるいは東海に偏在しかつ全国に分散化する傾向にあるという状況にある。この一〇年間の日本経済はバブル崩壊と「産業構造的不況」とされる時期にもあたっているが、家族を含めた南米日系人あるいは日系人労働者の数値は二〇数万という高い状況で推移している。この数値状況をみると、確かに一部に雇用機会がなくやむなく帰国するものがでる時期もあるにはあつたがまた家族だけを帰国させる事例もみられるが、全体として滞在期間は長期化し、段階としては、段階二（ロ）か

外国人労働者受け入れ構想づくりに向けて（四）

ら段階三（ハ）に移行しつつある層が徐々に増大しているものと考えてよからう。⁽⁸⁸⁾

（d）不法残留者・不法就労外国人

この二つの集団を同列に扱うことは異論もあるが、移民過程段階としては類似した傾向を示しており、（ニ）では二つをまとめてみておきたい。この二つの集団は、在留期間をこの一〇数年でみると結論としては長期化しているといえる。法的地位が極めて不安定であるだけに顕在的な動向をみると、これは困難であるが、二つの集団いずれも在留期間が長期化し、しかも摘発をおそれてか雇用主による身体拘束によるかの事情もそれぞれであるが、入管当局の摘発を逃れて「ひっそり」と劣悪な条件で就労していると考えられる。これらの集団の段階としては、段階二（ロ）あるいは三（ハ）に近づく段階にあると推測される。ひとつの動きとして、不法残留者であっても家族単位で在留し一定の要件が整えば、特別在留許可を付与する事例もでてきており、これらの集団の長期在留化に対応して入管当局が否をなく迫られた措置であろう。

これらのはかにも、外国人登録者・技能実習生・研修生・留学生・就学生の動向についてもその移民過程段階をみておく必要があろうがここでは割愛しておきたい。

上述の（a）－（d）の外国人労働者（あるいは外国人）については、大別して（a）と（b）（c）（d）において異なる段階にあるし、（b）（c）（d）の集団においてもその様相がそれぞれ異なっていることも事実である。しかし現在の日本においては、一〇数年前の如き「外国人労働者を導入するか否か」を論議する段階でないことは、上述のそれぞれの集団の移民過程段階をみれば明白となるであろう。（a）を除いて（（a）について別途検討する必要がある）、（b）（c）（d）その他のいわゆるニューカマーとされる集団については、移民過程段階としては、二（ロ）から三（ハ）と幅はあるものの、総じて「定着」あるいは「定住」に近い状況に至つてすることは客観的な事実であ

る。

論說 このような移民過程段階の現実を前にして、受け入れ国としての日本政府はいかなる対応をすべきであろうか。少なくとも、外国人労働者を事実上受け入れてしまえば一（イ）の段階で帰国するという甘い考えをもつことは大きな誤りであり、現段階においては二（ロ）から四（ニ）に至るそれぞれの段階における当面する政策的対応を真剣に検討し実施していく必要があるう。

（3）日本政府の外国人労働者政策はどのようなものか

上述の最近の特徴的な動向および日本における外国人労働者の実態的な移民過程段階をみると、それでは日本政府の外国人労働者政策はどのような内容を有しそれがどのような問題点を有しているか、ここであらためて検証しておく必要があろう。

筆者はかつて日本政府の外国人労働者政策の内容とその問題点について次のように指摘しておいた。

すなわち筆者がつねに提起している外国人労働者政策の不在状況について、「まず第一は、日本の外国人労働者政策は、戦前・戦後の連続性をもつ外国人労働者政策に大きく規定されているのではなかろうか」という点である。この仮説が正しいとすれば、そもそも外国人労働者に対する労働を中心とする保護政策そのものが成り立たないことになる。そこで戦前との連続性をもつと考えられる日本の外国人政策そのものを問題としなければならない。戦前の外国人政策は大日本帝国の对外侵略政策の展開のなかで形成されたことから、基本的には外国人を治安管理の対象と見思想が根底にある。この基本的思想のうえにたって、外国人を『帝国ノ利益』を基準にして峻別することになる。大日本帝国の对外侵略を邪魔する外国・外国人を敵対視し排除する思想が生まれ、同時に直接の侵略対象である中国・

朝鮮および両国人民を支配し治安管理の対象とする思想も生まれた。

このような基本的思想は、戦後にも引き継がることになる。ところで敗戦国日本は同時にアメリカを中心とする占領軍の支配下におかれる。この被占領国日本は、戦前の対外侵略への徹底した総括・反省をしないままにアメリカを中心とする西側陣営に組み込まれ、戦後の再建にとりかかっていく。このような侵略への無反省と西側陣営への編入は、戦後の外国人政策を規定する基本的条件となる。そこでかつて侵略・支配した在日中国・朝鮮人に国籍選択の自由を付与せずに、一方的に『外国人』としてしまい、『法一二六一一一六』では彼らをその他の外国人と峻別し、何らの保護的政策も行わず、これまた治安管理の対象としてしまったのである。これは戦前の『帝国ノ利益』という基準を『国益』に置きかえて、在日中国・朝鮮人は『国益』にプラスにならない、あるいは反する存在としてとらえ、その他の少数の欧米外国人は『国益』にプラスになる存在としてとらえる思想に再編されることになる。このように戦後の外国人政策は、戦前の『国益』論の下に展開することになる。現代日本の外国人労働者政策を把握するうえでは、上述のような戦前・戦後の連続性をもつ外国人政策を基底におく必要がある。

第二に、戦前・戦後の外国人政策に規定されて戦後の外国人労働者政策は展開することになる。ここでも、外国人労働者を日本および日本経済にとってプラスかマイナスかの基準がもちだされることである。まず定住外国人労働者（在日中国・朝鮮人労働者）に対する政策は無策に等しいどころか、あらゆる就労機会から排除しかつ無権利のまま放置し、日本および日本経済にとってプラスの存在ではなくむしろ厄介者扱いをしてきた。このように定住外国人労働者問題を無策のまま放置する一方で、第一次雇用対策基本計画（一九六七年）から第三次同計画（一九七六年）までは外国人労働力の受け入れは『建前』としては行わないしてきた。

ところが改正入管法制定直前の第六次同計画（一九七八八年）では、範囲・基準を明確にして、可能な限りごく少数の合法就労外国人は受け入れるが、不法就労の単純労働者受け入れは行わないという政策転換をはかつていくことになる。ここにみられる外国人労働者の峻別基準は、定住外国人労働者および不法就労の単純労働者は日本および日本経済にとってプラスではなく、少数の合法就労外国人は日本および日本経済にとってプラスとなるということになる。一九五二年の『法一二六一―一六』による外国人峻別が第一回目の『国益』論の焼き直しとすれば、第六次雇用対策基本計画および改正入管法の制定は第二回目の『国益』論の焼き直しといえるものである。このように日本にとってプラスかマイナスかという外国人峻別論が表現をかえて継承され展開しているものと考えられる。

このような筆者の見解に対して、当然に日本政府が主張するように、どのような外国人あるいは外国人労働者を受け入れるかどうかは一国の主権に属する裁量の範囲であって、何ら問題がないという反論ができるであろう。しかしそのような見解は極めて形式論であり、歴史的事実を捨象した場合にのみ成り立つものであることを指摘しておきたい。戦前・戦後のそれぞれの時期に、どのような外国人を排除し、どのような外国人を治安管理の対象としたかが問題であつて、日本の外国人・外国人労働者政策を見る場合には、形式的論理の世界にとじこもり歴史的事実に目をつむることは許されないであろう。

第三に、改正入管法施行後の展開についても、これまで御都合主義的な外国人労働者峻別論による政策が展開していくことになる。改正入管法がかかけた少数の合法就労外国人の受け入れと単純労働者排除政策すなわち不法就労対策を基調としながら、経済界の要請に抗しきれず、単純労働者を部分開放するというきわめて御都合主義的政策をとることになる。それは、血統主義による南米日系人労働者の導入、研修生受け入れ基準の緩和、問題の多い技能実習

制度の創設という形であらわれてくる。これらは紛れもなく、単純労働者の部分開放である（技能実習生は認定基準のハードルが高いのか、当初の目的を達していないが）。ここにみられる外国人労働者峻別論は、日本経済のある分野の労働力不足には単純労働者の部分開放で対応し、しかし政策の原則は単純労働者排除政策を堅持し徹底した不法就労対策を行うものであり、御都合主義的な『国益』論がまかり通る展開となつていて。

このように、日本の外国人労働者政策は、戦前・戦後の外国人政策に規定されながら、そのときどきに『国益』論の焼き直しを行い、外国人労働者を日本および日本経済にとってプラスかマイナスかで峻別していく政策基調で展開している。

筆者が当初に提起した、日本にはまともな外国人労働者政策がないのではないかという疑問について若干述べておきたい。上述の日本の外国人労働者政策は、そのときどきの狭隘かつ御都合主義的『国益』論による展開をみせるが、そのときどきにおいても最も大切な問題を無視ないし黙過している点が問題となる。まず定住外国人労働者の問題、つづいて不法就労の単純労働者の問題を意識的に捨象してきたことである。この二つのかつ大量の外国人労働者の存在を無視してまともな外国人労働者政策が成り立つはずもないが、それでも無視ないし黙過しているところに日本の外国人労働者政策の最大の特質があるといえば、やや皮肉に聞こえるであろうか⁽⁸⁹⁾と指摘した。

この筆者の指摘は、戦前・戦後の外国人・外国人労働者政策の展開および一九八九年入管法改正以降一九九〇年代後半に至る日本政府の政策的対応を検討したものである。要するに、筆者は、現在に至るも日本政府は外国人政策はおろか外国人労働者政策を有してこなかつたと主張したいのである。換言すれば、日本には外国人労働者は存在し事实上外国人労働者を受け入れているが、日本政府としての外国人労働者受け入れ政策は存在していないことを主張

説したいのである。

しかし日本における外国人労働者の受け入れ実態およびその移民過程段階を直視すれば、日本政府には外国人労働者政策は存在していないという突き放した主張ばかりしているわけにもいくまい。ここでは、日本政府に対して、日本における外国人労働者の入国・在留・就労実態から目をそむけず、また従来の政策不在状況から脱して、外国人労働者政策を真剣に立案し受け入れ国として政策をもちさらに法制度を整備していく当面の責務があることを要請しておきたい。

(4) 日本は受け入れ国のかでいかなる分類がなされているか、あるいはどのような受け入れ国とみられているかある論者は、現在世界で受け入れ国となっている国を次の四つに分類している。⁽⁹⁰⁾

すなわち、(イ) 大規模な移民受け入れ政策を継続しかつ選択的政策を採用し、経済移民、家族呼び寄せおよび難民については政治的判断によって割り当て制度を探つて受け入れ数を決定している国(米国、カナダ、オーストラリア)、(ロ) 過去において外国人労働者雇用政策を採用していたが、現在ではこれを停止しつつあり、労働者、家族、難民の入国制限を行おうとしている国(とくに西欧諸国)、(ハ) 労働力不足を理由に短期的外国人労働者雇用を認め、外国人労働者を徹底的に厳しく管理している国(アラブ諸国、シンガポール)、(ニ) 不法入国を実質上默認することによって外国人労働者の滞在を許している国(イタリア、日本)に分類している(なお、(イ)(ロ)に分類される国々において、最近いわゆるハイテク移民のスマートな導入を行うために移民政策の若干の軌道修正を行つてはいる。またドイツ、フランスでは、第二次大戦後、外国人労働者について積極的導入政策、導入抑制政策、帰国奨励政策と政策を変更してきているが、ハイテク移民については積極的導入政策に転換している動きがみられる)。

上述の分類が受け入れ国の政策の歴史、受け入れ実態をどれほど把握したうえでなされたものかは不明であるが、一定の説得力をもつ分類であると考えてよい。この分類に従えば、日本は、（二）の受け入れ国として分類される。この点については論者の分類に筆者も同意しうるものである。

論者は、（二）に分類される受け入れ国に対して次のことを指摘する。⁽⁹¹⁾（二）の受け入れ国に対して、まず国際移民の要因およびダイナミックスを理解することを求め、誤解や単なる期待に基づく政策はおむね失敗に終わると警告している。つぎにもし外国人労働者の導入を認めようと一度決定したならば、政府は当初から入国者のうち何割かが確実に永住することを見越して合法的定住の可能性を考慮しておかなければならぬと指摘する。さらに次のことを指摘する。⁽⁹²⁾受け入れ国としての先進諸国が克服すべき課題のひとつとして、「望まれていない移民」に対する対処をどうするかの問題があるとする（「望まれていない移民」として、不法に国境を越えてきた者《日本では不法入国・上陸者》、入国ビザの期限切れ《日本では不法残留者》、労働許可なしの就労者《日本では不法就労外国人》、非合法に入国した移民労働者の家族、眞の難民とみなされない亡命希望者をあげる）。ここで問題とされる「望まれていない移民」について、実際には雇用主が権利を有しない低賃金外国人労働者を雇いしばしば大きな利益を得ており、政府も事実上このことを黙認していることからすると、実質的には「望まれていない移民」であるわけでもないと指摘する。また、このいわゆる「不法移民」の流入は、入国管理規制の不十分さにも起因するものであるが、いずれにしろ「望まれた」あるいは「望まれていない」ということをコントロールすることは不可能であろうとも指摘している。この論者の指摘について問題とすべきは、日本が（二）の受け入れ国に分類されていることの不名誉もさることながら、表面的には「望まれていない移民」を事実上「望まれている移民」として利用しつづけていることであろう。

このような「望まれていない移民」を利用しつづけることが（二）に分類される受け入れ国に何をもたらすであろうか。

論者の見解に従つて、（二）に分類される受け入れ国としての日本についてみると、まず誤解や單なる期待に基づく政策ではなくて、日本政府は単純労働者排除・不法就労防止・単純労働者部分開放という矛盾にみちた三位一体の政策を継続している。誤解や期待でなく筆者からみれば確信をもつて矛盾した政策を継続しており、このような政策姿勢からすれば、おむね失敗するどころか時間が経過すればほど取り返しのつかない結果を甘受しなければならないことになるであろう。また論者の指摘するように、失敗するだけでなく何割かの確実な永住を考慮する必要があることになるが、日本政府には全くこのことを考慮している姿勢はみられないといつても過言ではなかろう。さらに、上述の移民過程段階でもみたように、実際に「望まれていない移民」も含めて日本の外国人労働者は総じて「定着」ないし「定住」の様相を呈しているのである。この「定着」ないし「定住」の外国人労働者およびその家族の合法的定住に関する政策を日本政府はこれまで全くもちあわせていないといえよう。

つぎに、「望まれていない移民」の利用継続はいわゆるチープレイバーの利用となつており、チープレイバーとして利用されている外国人労働者の権利保障は最悪の状態になつている問題である。論者も指摘するように、「望まれていない移民」の利用は雇用主が無権利でかつ低賃金で外国人労働者を雇つて利益を得る結果となつており、そのことを日本政府が黙認することによつて雇用主の犯罪をみのがしていることにもなつてゐる。

このような受け入れ国の中で日本が（二）に分類されていること、さらに（二）に分類されている受け入れ国日本にもたらされる最悪の結果を放置しておいてよいものであろうか。断じてそうではあるまい。受け入れ国としての

外国人労働者受け入れ構づくりに向けて（四）

日本あるいは日本政府は、善意でかつ無知で、あつてはならない政策を採用しているのではなくて、むしろ確實に予想されるあるいは論者が指摘する結末をあえて分かつたうえで矛盾にみちた三位一体の政策を継続し、さらにはKS-D事件のごとく外国人労働者を餌食にする事件をひきおこす状況までつくりだしている。このような最悪の状況から脱し、将来をみずえた外国人労働者受け入れ政策に転換していく自覚をもつことが受け入れ国としての日本の当面の責務であろう。

（5）地方自治体その他の取り組み

これまで日本政府あるいは日本全体の問題から受け入れ国としての当面の責務について考えてきたが、ここでは地方自治体、自治体労働組合その他の外国人・外国人労働者の受け入れの取り組みについてみておきたい。

（a）群馬県大泉町等の取り組み

まず大泉町の受け入れの現状と現段階での諸問題についてみておきたい。⁽⁹³⁾

大泉町に南米日系人労働者が導入され南米日系人が急増し始めたのは、いうまでもなく一九九〇年の改正入管法施行以降のことである。現在大泉町には約五七〇〇人の外国人が在留し、同町総人口の一三・四%に達している。同町外国人の在留期間は「五年以上」が六三・六%を占めており、また家族とともに来日したものが六九・三%にも上っている。

大泉町・太田市においても、一九九〇年以前にはパキスタン・バングラデイシュなどの不法就労外国人が多数就労していたが、東両毛地区雇用安定促進協議会が結成され、不法就労外国人雇用から転換し、南米日系人導入を一九八九年入管法改正以前に政府に働きかけた結果、改正入管法でその導入が認められ、現在の状況に至っている。大泉町では、ブラジル料理のレストランやブラジル日用品販売店ができ、南米日系人のコミュニティが形成されている。コ

ミニュニティ団体としては、「大泉群馬ブラジル協会」（二〇〇〇年五月結成）、「大泉日伯地域安全活動推進協議会（NIBAS）」（一九九九年結成）が活動を開始している。これらの団体では、「生活マニュアル」作成・日伯の橋渡し・日本の交通ルールの徹底などの活動を行っているという。これらの自主組織結成の動機は、定住化進行中のなかで日系人自身が長期生活を視野に入れて住民との共生をめざすところにあるという。

このような南米日系人の導入とその定着、定住に直面して、行政窓口でのポルトガル語通訳の配置、生活マニュアル作成、公立小中学校への日伯語のできる指導助手の配置などの取り組みを行い、さらに二〇〇〇年には外国人子ども向け補習塾「ブラジル学校（仮称）」の設立準備を行い、二〇〇一年度中には設立の運びだという。

筆者も一九九四年七月に大泉町への現地調査を行い上述した大泉町の現況についてはある程度把握してきたつもりであるが、最近の報道や実態調査に接して筆者自身の想像を超えるスピードで「定住」化が進行していることには驚きを覚えている。そのことは、大泉日伯センターの高野祥子さんの「日系人ら外国人が出稼ぎから住民になるための動きがようやくしてきた」との言からも分かるであろう。

全国で外国人を多数受け入れている地方自治体は大泉町だけではない。「外国人集住都市会議（仮称）」の立ち上げを、浜松市が群馬県太田市・大泉町、静岡県磐田市・湖西市、愛知県豊田市・豊橋市に呼びかけ、大半の市町が参加の方針であるといふ。⁽⁹⁵⁾ これらの市町は、いずれも製造業等に就労する南米日系人労働者およびその家族の在留が急増し定住が進行している地域である。これらの市町では、南米日系人労働者とその家族の定住化が進行し、教育、雇用確保などの共通の課題をかかえており、同じ悩みをかかえる地方自治体間の連携をはかるための動きであることは明白であろう。

外国人労働者受け入れ構想づくりに向けて（四）

これらの地方自治体においては、子どもの就学問題、市民・社会生活の言葉の問題が前面にでている感があるが、問題はほかにも山積している。廉価な公共住宅の確保、国保財源圧迫問題——日系人労働者の就労場所は中小企業が圧倒的多数であり、また年金・健保一体加入の原則の壁もあって、ほとんどが国保に加入する結果、市町の国保財源の圧迫が長期にわたって問題となっている——、子どもの不就学問題、母国帰国後の諸問題、劣悪な労働条件および労基法違反問題など、定住化進行とともに深刻な問題が広がってきている。

（b）自治体労働者の取り組み

筆者は、数年前自治体労働者とともに、地方自治体において外国人・外国人労働者を受け入れる場合にどのような課題がありそれをどのように受け入れ体制整備の政策にまでねりあげるかについて研究会をもち、『外国人問題と自治体のあり方』⁽⁹⁶⁾という提言にまとめあげた。

この提言をまとめあげるにあたって、外国人の政治参加などでも先進的取り組みを行つてゐる川崎市、南米日系人労働者の集中する豊橋市・豊田市、阪神淡路大震災下の外国人の対応にとりくんだ神戸市、定住外国人の集中する大阪市生野区などの自治体労働者の参加を得て、それぞれの自治体がかかえていた問題をだしあい、外国人・外国人労働者の出身国や法的地位などを基軸にして問題の整理を行い、それぞれの問題について自治体あるいは自治体労働者は何ができるか何ができるないかについて二年がかりで研究活動を行つた。

こうしてまとめあげた提言について、詳細な紹介はできないが、検討課題として取りあげ提言としてまとめあげた項目は次の通りである。

- 提言の項目としては、(1) 外国人登録、(2) 地方自治体行政への参加、(3) 行政窓口、(4) 地方公務員採用、(5)

説
教育、(6) 住宅、(7) 街づくり、(8) 防災、(9) 労働、(10) 留学生、(11) 医療、(12) 生活保護・年金、(13) 國際交流・
文化、(14) 自治体の組織体制の充実をとりあげた。それぞれの項目について、現状あるいは現行制度を点検しつつ問
題点を摘出し、できるかぎりその問題点を外国人・外国人労働者の権利保障の立場から解決していくための提言ある
いは方策を示している。筆者は、提言でとりあげた項目については十分であるとは考えていらないが、外国人・外国人
労働者を住民として自治体に受け入れていくには最低限上述の項目は不可欠であろうと考える。ただ今後、それぞれ
の項目について細分化し深めていくことさらに新たな課題をつけ加えていくことが必要なことはいうまでもない。

この提言をまとめるにあたって、まず日本の国際化と外国人政策について、「まず日本の国際化をどうとらえるか
である。戦後日本の支配層はアジア諸国に対する侵略戦争の責任を明確にせず、不間に付したまま、つねにアジア蔑
視、アメリカ追随の対外政策を展開してきた。現在の国際化の基調もこの路線に終始している。この国際化の政策上
の考え方が、外国人政策にも大きく影を落としている。このことは外国人の在留状況をみるといつそう明らかとなる。
定住外国人を一応除外してみると、合法在留外国人の大多数は欧米人であり、不法在留外国人の大多数はアジア人で
あるという構図が浮かび上がってくる。日本は同じアジア人を歴史的にも政策的にも対等・平等に扱つてきたことは
なく、現在も扱っていない。われわれが外国人問題を考える場合には、まず侵略戦争への反省とアジア人・アジア諸
国との対等・平等の関係を基本的な視点とすべきであろう。このような視点に立つて戦前・戦後の外国人管理制度を
分析し、見直しの作業を開始すべきであろう。⁽⁹⁷⁾」と基本的立場を明らかにし、さらに外国人の在留状況、外国人法制
の現状の分析を行つている。この基本的立場と現状分析をふまえて、外国人問題における国と自治体との関係につい
て、「外国人問題を検討する場合、国と自治体との関係を抜きにして考へることはできない。例えば、生活保護、年

外国人労働者受け入れ構想づくりに向けて（四）

金、職員の採用・昇格などの問題は、国の法律、権限、財源と自治体との関係において、多くの困難をもたらしている。自治体レベルにおける外国人の問題を検討することによって、国と自治体の権限・財政の見直し、国際化時代の地方分権の観点から、外国人法制を改変していく必要がある」⁽⁹⁸⁾と指摘している。

この提言をまとめるなかで筆者が痛感したことは、外国人・外国人労働者を住民として自治体に受け入れる場合に、上述の項目のほとんどにおいて国の政策・法・財政が壁となっていること、換言すれば現在の日本には国レベルにおいて外国人・外国人労働者を社会構成員として人間として受け入れる政策・法・財政をもちあわせていないことである。このことの課題克服は焦眉のものとなっている。

（c）SNE学会の取り組み

SNE学会は、特別な措置・扱いが必要な子どもの教育について研究する組織である。一九九九年一一月の学会においてテーマのひとつとして「外国人の子どもの教育」がとりあげられた。筆者は、同学会において報告する機会を得て、「外国人問題と子どもの教育」と題して報告を行った。⁽⁹⁹⁾

報告の要旨は次の通りである。まず、外国人の在留状況と多様化する外国人の法的地位、さらには多様な外国人がかかえる問題点を分析し、つぎに多様化する外国人のそれぞれの移民過程段階をふまえて、外国人の子どもがかえり教育上の諸問題を指摘した。報告では、外国人を定住外国人、定住難民、その他の外国人（合法就労外国人、南米日系人、エンターテイナー、留学生、不法残留者・不法就労外国人）に分けて、それぞれがかかる問題にはそれぞれあらわれ方が違うことを指摘した。さらに、外国人の地域的偏在（例えば定住外国人は大阪、兵庫、京都など、南米日系人は北関東、東海などというように偏在している）、学校のレベル（保育園・小学校・中学校）、学校の受け入

れ体制（日本語教師の確保、カウンセリング、多文化教育プログラム、医療・保健と多文化）などの問題をとりあげ、教育現場がかかる困難な状況をいかに打開していくかについて検討を試みた。もちろん筆者の専門外の分野であり、現実に生じている教育上の課題の指摘に終始する報告であったが、この報告および討論を通じて多くの示唆を得ることができた。

この学会を通じて痛感したことは、各教育現場において、避けられないまた直面する外国人の子どもの教育について何のマニュアルもなく体でぶつかっていく教師の苦悩である。外国人の子どもの立場からみると、母国語・母国文化の維持と日本語習熟・日本文化との間で葛藤するきわめて深刻な問題が提起されていることである。日本にとつて多文化への移行という課題はさけられないが、その克服はきわめて険しいと痛感させられる。

ここでは、外国人・外国人労働者を実際に受け入れている自治体の取り組み、自治体の前線で外国人・外国人労働者にかかる行政サービスに携わる労働者の取り組み、外国人の子どもの教育現場の取り組みをみてきた。それぞれの現場におけるるべき受け入れ体制のモデルが確立していない状況のなかで、苦悩に満ちた受け入れ体制の模索が続けられているというのが現状であろう。しかも外国人・外国人労働者の「定着」ないし「定住化」が進行するなかで待ったなしの対応が迫られる状況での上述の担当者等の苦悩であり、取り組みである。そこで受け入れ国としての日本政府の当面の責務としては、外国人・外国人労働者の受け入れにかかる政策・法・財政について総点検を行い、上述の現場あるいは最前線の担当者等の取り組みがより外国人・外国人労働者の権利保障を充実させる方向で進展するよう方策を樹立していくべきであろう。その際に、最低限の責務として、国レベルの政策・法・財政が最大の障害物となっていることをまずもつて自覚すべきであろう。もつといえ、日本政府としては、外国人・外国人労働者の

受け入れにかかる政策・法・財政をもつことが最低限求められているといえよう。⁽¹⁰⁰⁾

（5） 小括

これまで日本が受け入れ国として当面求められている責務について若干の点を検討してきたが、少なくとも現時点では次の点を当面の責務として指摘できよう。

- ① I.T. 移民あるいは研修生（さらに技能実習生）の導入あるいは扱いからいえることは、こわれた蛇口の如く政策とはいえない、少数の合法就労外国人の上陸許可基準を便宜的に規制緩和することで対応することとまた研修生などをチープレイバーとして酷使することなどの矛盾にみちた系統性・一体性のない「政策」を直ちに改めることである。
- ② 日本における外国人・外国人労働者の移民過程段階をつぶさにみていえることは、まずすでに「定着」ないし「定住化」する外国人・外国人労働者を受け入れているという事実を自覚すること、つぎにその自覚のうえに受け入れ政策もその法も現在日本政府はもちあわせていないことを自覚することである。これらの自覚なしに受け入れ政策・法の立案は不可能であり、またこれらの自覚の欠如が許されない段階に至っていることをあらためて日本政府に求めておきたい。
- ③ ②とも関連することであるが、日本政府の戦前・戦後の政策および現段階での政策ともいえない矛盾した対応をみていえることは、あえていうが国際的批判を受けないような外国人労働者受け入れ政策を樹立していく努力を政府全体として行うことである。その際、各省庁からの外国人雇用の要請を法務省が中心となつて処理するという政策対応あるいは政策形成のあり方は直ちにやめるべきであると主張しておきたい。
- ④ 地方自治体・自治体労働者・教育現場の取り組みをみていえることは、待ったなしの対応を迫られている事実

は歴然として存在しており、その対応をよりスマーズかつ住民として子どもとして平等に扱える方向で進展させるためには、国レベルの政策変更が不可欠である。この政策変更がない故に、無用な外国人・外国人労働者・その子どもと住民あるいは日本の子どもとの間に摩擦を生んでいることに日本政府は目を向け、外国人・外国人労働者・その子どもが人間として生きていける政策・法・財政を早急に準備していくべきであろう。

ここにあげた四点は、決して筆者が空想したものではない。あたりまえの受け入れ国として日本が国際的に責務を果たしていくことを展望して、まず現実から出発してそのうえで不可欠の当面の責務を指摘ただけである。しかし現在の日本政府の外国人・外国人労働者にかかる対応・動向をみると、筆者の指摘した当面の責務を日本政府が果たしていくかどうか予断を許さないといえよう。しかしこの当面の責務を日本政府をして果たしてもらわないとことは、日本の民主主義と人権保障の真価が問われかねないことになる。外国人労働者の権利保障を中心にしてえた受け入れ政策の構築は日本の民主主義の成熟度と人間の権利保障の動向に深くかかわっていることを指摘しておきたい。⁽¹⁰⁾

(82) 日本経済新聞二〇〇一年一月一〇日付。実務経験期間の短縮あるいは柔軟運用を二〇〇二年までに制度改正として行うことである。同報道によれば、「技術」の在留資格は一九九八年で一五、一四二人、一九九年で一五、六八八人で伸びなやみ、少子高齢化の影響もあって国内での若いＩＴ技術者の大幅増がみこめないことから、日本政府は、二〇〇〇年一月のＩＴ基本戦略として二〇〇五年までに約三万人の外国人技術者（ＩＴ移民）の受け入れを目標としてかかげているという。

(83) 朝日新聞二〇〇一年一月一〇日付。情報技術者の国家試験を所掌する日本の経済産業省とインドの情報技術（ＩＴ）省

との間で、「双方の試験の水準が同等である」とを確認する相互認証に合意したことである。また日本経済新聞二〇〇一年二月九日付によると、新たに在留資格を認めるのは、水準によって四分類されるインドの「ドアツク」（D O E A C）のうち上位三試験のいずれかの合格者に対してであり、法務省もすでに在留資格を認容する通達を各入国管理局に示しているという。「ドアツク」上位三試験は日本の「基本情報技術者試験」（旧第二種試験）に該当し相互認証を行うこととしたという。

さらにこのインドとの相互認証措置だけでは政府のかかげる目標には達しないために、今後、タイ・フィリピン・中国との相互認証をさぐり、この動きには韓国・マレーシア・ベトナム・ミャンマー・台湾も関心を示しているとのことである。

この動きをみると、「興行」の在留資格でいわゆるエンターテイナーを導入するときのことが想起されるが、今回のＩＴ移民導入もチープレイバーとして利用されるのではないかという懸念を表明しておきたい。

世界では国境をこえたハイテク移民の争奪戦がおきており、森首相はインド・中国にＩＴ技術者の交流を要請したが手遅れの感があるという。世界のなかでいち早くハイテク移民獲得にのりだしたのは米国とドイツであり、一九九〇年以降二〇～四〇万人の新規外国人労働者を受け入れているという。それに比べ、英国・フランスは積極導入策を採用せず、日本は一九九〇年以降一〇万人前後の新規外国人労働者を受け入れているが興行などに偏在しており、ハイテク移民では立ち遅れているだけでなく、送り出し国からは見向きもされていないという。このような動きを紹介するものとして、篠原他「迫られる雇用開拓——外国人受け入れ無策のツケ——」日経ビジネス二〇〇〇年一月六日号（第一〇六五号）二六頁以下がある。とくに同三〇頁以下・三四頁以下参照。

またハイテク移民問題を契機に、外国人労働者受け入れの是非を論ずるものとして、日本経済新聞二〇〇〇年八月二八日付がある。そこでは、若林之矩（元労働官僚）は「社会的コスト増大懸念」を表明し、中村一朗（東京都立大経済学教授）は「有効活用に向けルールが必要」と表明している。

(85) K S D 事件における研修生の在留期間延長問題については多数の報道があるが、筆者が指摘したいのは次の点である。

K S D 関連政治団体「豊明会中小企業政治連盟」は、一九九一年当時、中小企業への外国人研修生の受け入れ機関設立および研修生在留期間の二年から三年への延長を要望しており、当時の左藤恵法相・中山太郎外相・中尾栄一通産相・小里貞利労相に陳情し、村上正邦参議院議員が同行し「口利き」をしたという。その結果、「アイム・ジャパン」（中小企業国際人材育成事業団）が設立認可され、法務省が難色を示す在留期間延長も実現している。この動きについては、しんぶん赤旗二〇〇一年二月四日付・同一〇〇一年二月九日付を参照。さらに、研修生受け入れを推進するK S D 古閏理事長に村上正邦議員がスハルト大統領（当時）を紹介し、インドネシアからの若い研修生受け入れを促進したという（朝日新聞二〇〇一年二月二四日付）。国際的にチープレイバーの調達をしていったことになる。

(86) 朝日新聞二〇〇一年二月六日付。朝日の主張として報道しているが、本文以外にも次の実態を指摘している。

「例えば、五年前から研修生らの実態調査を続けている日本インドネシアNGOネットワーク（J A N N I）は、『研修生・実習生の旅券管理や強制的な積立貯金、残業・休日出勤手当の未払い、研修手当・賃金のピンハネ、強制帰国措置』などの事例を、『構造的問題』の一端として指摘した。

(中略)

そんなアイム・ジャパンに対し、厚生労働省は、先月末、旅券の一括保管を受け入れ企業に指導していたとされる問題などで、立ち入り調査を行った」と実態を紹介している。

筆者もつねづね研修・技能実習制度の運用実態について相当きびしく批判しかつ警告を発してきたつもりであるが、外国人労働者を餌食にする政治家たちの人権感覚のなさにはあきれるよりも怒りを感じている。

(87) S・カースルズ、M・J・ミラー（関根政美・関根薰訳）『国際移民の時代』名古屋大学出版会一九九六年一九頁以下とくに二六頁。この移民過程モデルについて、「一九四五年以降の時代では、この移民過程モデルは、地中海地域からヨーロッパやオーストラリアへ、またラテンアメリカやアジアから北アメリカへの大規模な移民に大変うまく適合する。これらの

外国人労働者受け入れ構想づくりに向けて（四）

移動の大きな割合を占めるのは労働移民だが、それらに続いて家族呼び寄せ、定住およびコミュニティ形成が続いているからである。また、このモデルは旧植民地から植民地諸国への移民にもかなりよくあてはまる。ただ難民の移動や高技能所有者の一時的な移民には、あまり適切とはいえない。にもかかわらず、このモデルはこれらの集団の分析にはそれなりに価値は認められる。なぜならば、難民の移動も高技術者移民もしばしば家族呼び寄せやコミュニティ形成にいたる移民連鎖の最初の段階でもあるからである」と述べる（同二七頁）。

(88) 南米日系人の移民過程について注目すべき調査報告がある。研究代表者梶田孝道『トランスナショナルな環境下での新たな移住プロセス—デカセギ—〇年を経た日系人の社会学的調査報告』一橋大学社会学部梶田孝道は、日系人の一〇年を次のように調査し報告している。ここでは報告書は大部であり概説的な目次のみを示しておく。

一 総論—デカセギ—〇年後の日系人をどうとらえるか

第一章 「日系人問題」の端緒とその展開—一九九〇年新入管法との関連を中心にして

第二章 日系人の包摵様式と社会問題—複雜系としての移民研究に向けた試論

二 各論—調査結果のまとめ

第三章 在日ブラジル人の実像—工場労働者の生活と将来設計を中心にして

第四章 ブラジル人コミュニティの制度的基盤—エスニック・ビジネスの担い手たち

第五章 ブラジル人労働者の日本型受け入れシステム—業務請負業の調査報告

補論 国内期間工・季節工の受け入れシステム—九州・沖縄調査の知見から

第六章 ブラジルにおける労働者送出システムの実態—デカセギ旅行者の形成と展開

(89) 村下博『外国人労働者問題の政策と法』大阪経済法科大学出版部一九九九年一五八—一六一頁。

(90) 注(87)前掲二九二頁。

(91) 前掲二九一頁。

- (92) 前掲二九六頁以下。
(93) 日本経済新聞二〇〇一年一月二一日付。

(94) 前掲同

- (95) 日本経済新聞二〇〇一年一月一五日付。
(96) 外国人問題と自治体のあり方研究会『外国人問題と自治体のあり方—政策提言』一九九七年。

(97) 前掲二頁。

(98) 前掲四頁。

(99) SNE(Special Need Education) 学会は、特別な教育上の措置、扱いを必要とする子ども（例えば、障害、不就学など）について、理論的、実践的に研究する組織である。一九九九年一一月時点で五回を数える新しい学会である。

筆者以外にも報告があり、村山勇（神戸市立港島小学校・ワールドルーム—日本語指導担当）「外国人児童生徒への日本語指導と関連する諸問題」の報告は、背景（家族・就職・住宅・社会との摩擦）を説明したうえで日本語指導の未確立および行政政策のたちおくれを指摘するものであった。同報告のレジュメには資料が添付されており、外国人児童・学校の受け入れ状況・教員に関する全国の状況および神戸市の状況を示すもので興味深いものである。

(100) 100 自治体その他の取り組みを示すものとして駒井洋『日本の外国人移民』明石書店一九九九年一二月などがある。

(101) 本文においては、筆者は、日本あるいは日本政府の当面する責務について論じ、日本政府の無策あるいは政策不在・欠如を断罪しているが、日本政府全体としては上述の状況にあり、また法務省主導がそれをもたらしていると主張しているのである。

ただ日本政府部内においても外国人問題全般について調査し報告書をだしているところがある。それは、総務庁行政監察局編『外国人にも住みよい日本をめざして—外国人の在留に関する行政の現状と課題』大蔵省印刷局一九九七年である。同書では、出入国に関する事項、就労に関する事項、医療・年金などに関する事項について監察している。さらに総

務庁行政監察局編『国際化　外国人をめぐる行政の現状と課題—総務庁行政監察局の実態調査結果』大蔵省印刷局一九九二年もある。このように監察・調査結果に基づく一定の改善勧告もだされているが、日本政府全体としては改善の努力をしていないとみなしても言い過ぎではなかろう。

なお本文において、外国人労働者政策の構築と日本の民主主義・日本人の権利保障という論理飛躍にみえる主張しているが、換言すれば、日本の民主主義の未発達と日本人・社会構成員の権利保障の不十分さないし空洞化現象が、外国人労働者政策の不在状況を継続せしめていると主張したいだけである。この点につき興味ある角度からの指摘がある。猪木武徳「個人の自己統治を礎に」日本経済新聞二〇〇一年二月一三日付参照。猪木は、「ひとつの社会のもつ知識が高度化するということは、様々な変化への対応能力を高めることである。しかし同時に進行する知識の均質化が社会の活力を奪い去るという側面もある。米国社会は、異質な社会的・文化的背景をもつものを受け入れ続けてきた」という。

